

椋山女学園役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成9年規程第5号
平成9年3月21日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人椋山女学園（以下「学園」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の職にある者の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬の額)

第2条 理事長の職にある理事の報酬は、年額23,000,000円を超えないものとし、理事会で定める。

2 理事長を除く役員職にある者の報酬は、別表に定める年額を超えないものとし、理事会で定める。ただし、学園の専任職員でない理事が理事長の職務を代理又は代行するときは、前項の規定を準用する。

(報酬の支給方法)

第3条 役員報酬は、役員として就任した月から退任する月まで毎月その年額の12分の1に相当する額を支給する。

2 前項の場合において、学園の専任職員でない理事が理事長の職務を代理又は代行する期間の属する月における報酬の額は、高額報酬のみを支給する。

(費用弁償)

第4条 学園の専任職員でない役員が理事会及び評議員会等に出席したときは、手当9,000円と交通費の実費を支給する。ただし、常務理事の職にある者については、手当9,000円を支給しない。

2 学園の専任職員でない役員が出張したときは、学校法人椋山女学園国内旅費規程（平成10年規程第17号）により支給する旅費のほか手当9,000円を支給する。ただし、常務理事の職にある者については、手当9,000円を支給しない。

3 1日に2以上の会合又は出張のある場合における手当は、重ねて支給しないものとし、手当の額が異なる場合においては、その大きい額を支給する。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 理事長報酬規程（平成6年1月11日制定）及び非常勤役員報酬・賞与及び費用弁償に関する規程（平成4年3月28日制定）は廃止する。

附 則（平成10年規程第12号）

この規程は、平成10年6月26日施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成10年規程第19号）

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年規程第18号）

1 この規程は、平成11年9月24日施行し、平成11年4月1日から適用する。

2 この規程の施行日に現に役員職にある者の平成11年10月から平成12年3月までに支給する報酬の月額は、696,000円から平成11年4月から9月までにその者に支給した報酬の合計額を減じた額を6で除した額とする。

3 この規程の適用日から施行日の前日までに退任した役員適用日以降における報酬は、この規程にかかわらず、なお従前の額による。

附 則（平成13年規程第15号）

この規程は、平成13年9月28日施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成13年4月1日

から適用する。

附 則（平成14年規程第32号）

この規程は、平成14年9月20日施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成20年規程第13号）

この規程は、平成20年4月25日から施行する。

附 則（平成21年規程第5号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第11号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第4号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第20号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

区分	報酬の年額	役員	備考
1	1,000,000円	理事・監事	
2	3,000,000円	常務理事	
3	1,000,000円	特命事項担当理事	区分1に加算